

## 消費生活 だより

お試しや1回だけだと思ったら

定期購入だった

SNSの広告を見て、1回だけだと思って約2千円の基礎化粧品を注文しました。商品が届き、コンビニ後払い請求書兼明細書に次回発送予定日が記載されていて、定期購入だったことが判明。2回目は約1万円もするため小遣いでは払えないの

で解約したいです。

成人と偽った場合や金額などによつては、未成年者取消が認められないケースもあります。

少しでも不安に思つたら、消費生活相談窓口にご相談ください(消費者

ホットライン188)。

### 1月の消費生活相談 (専門相談員による面談)

西濃6町のどこでも相談ができます  
(予約優先)各会場とも

午前10時～正午、  
午後1時～3時です。

SNSの広告などを見て、お試しや1回だけのつもりで低価格の商品を注文したところ、2回目以降は高価格になる定期購入だった、という相談が依然として寄せられています。

必ず最終確認画面で、定期購入が条件となつていなかなどを確認しますよ。

特定商取引法では、最終確認画面で販売価格、提供期間などの重要事項を簡単に確認できる表示を義務付けています。誤認させる表示の場合、契約を取り消せる可能性があります。最終確認画面はスクリーンショットで保存しておきましょう。

未成年者が保護者など法定代理人の承諾なく契約した場合原則として、民法の「未成年者取消権」で契約を取り消すことができますが、未成年者が

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	1/7 (水) 21 (水)	☎22-1152
二次元コードからも予約できます		
関ヶ原町	1/14 (水) 28 (水)	☎43-0070
養老町	1/5 (月) 19 (月)	☎32-1108
神戸町	1/13 (火) 26 (月)	☎27-3111
輪之内町	1/8 (木) 22 (木)	☎68-0185
安八町	1/15 (木) 29 (木)	☎64-3111

問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152

## あったかい 言葉かけ運動

たくさんのが応募ありがとうございます。

ご応募の中から一部を紹介します。(原文のまま掲載)

私は家に帰つて、「おかえり」と言われるときばかりになります。「今日も一日頑張ったな。」という気持ちになり、なぜか安心して、うれしい気持ちになります。私も家族が帰つてきたら、あたたかく「おかえり!」と迎えたいなと思います。

【府中小6年】

私は、月に一回、小学校の周りの『清掃ボランティア』をしに行きます。地域の年配の方に混じつて行くのですが、私よりはるかに年上の方でも、ボランティアに参加しています。暑い中、草をむしり掃いたりするのが、その年以上の方たちから「若いけど無理しないでよ。」とか、仲間同士で「暑いけど、子どものためにがんばろう。」とか言ってくださいます。学校の先生方も「いつも、ありがとうございます。」と声をかけてくれます。その言葉をもらつて「誰かのために、その場所のために、何かをしてあげよう。」という気持ちになり、ボランティアができることを、これからも続けていきたいと思います。【宮代小保護者】

我が家で、ぼくは5さいくらいから、朝、カーテンを開けたり、タオルをほしたりするのを今でもつづけています。お母さんが「毎日、ありがとうございます。」と言ってくれて、うれしかったです。

【表佐小3年】

長男は特別支援学校に在籍しており、スクールバスの停留所として、文化会館の駐車場をお借りしています。不破中学校の宿泊研修で送迎の時間が重なつたとき、混乱が起きないように誘導していただいています。本当にありがとうございます。

【北中保護者】

朝、歩いて娘を集合場所へ送っていくときや、夕方、道でそれ違つた時など、乗っている軽トラのスピードを落としがたの窓を開けて、「おはよう。」「お帰り。」と必ず声をかけてくれる地域の方がいらっしゃいます。「今日も頑張ろう。」「明日も頑張ろう。」という気持ちになります。地域の方々は、やさしい方ばかりで、本当にありがとうございます。

【合原小保護者】

問 青少年健全育成町民会議・生涯学習課 ☎22-1154